

○高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則

平成11年 3月29日
規則第52号

高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、廃棄物の再生利用業の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「再生利用業」とは、再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集、運搬又は処分を行う事業をいう。

(再生利用業の指定等)

第3条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による再生利用業の指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の再生利用業指定申請書には、事業計画の概要を記載した書類その他市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。ただし、省令第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による再生利用業の指定を受けようとする者にあつては、第6号に掲げる要件を除くものとする。

(1) 再生利用業を営もうとする者が再生利用を目的として自ら当該廃棄物の処分を行うこと。

(2) 再生利用業を営もうとする者が廃棄物を排出する事業者等から当該廃棄物を無償で引き取ること。

(3) 再生利用業を営もうとする者又は廃棄物を排出する事業者等が自ら当該廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

(4) 再生利用業を的確に遂行するための施設、人員等が備わっていること。

(5) 引き取られた廃棄物は、すべて再生利用の用に供されること。

(6) 再生利用業を営もうとする者と廃棄物を排出する事業者等との間において当該廃棄物の安定的な取引関係が継続する見込みがあること。

(7) 再生利用業を営むことによって生活環境の保全上支障が生じないこと。

(8) 廃棄物の再生利用に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理できること。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

(1) 第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

(2) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前号に該当する者のあるもの

5 市長は、第1項の指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(再生利用業指定証の交付)

第4条 市長は、前条第1項の指定をしたときは、再生利用業指定証(様式第2号)を交付する。

(再生利用業の変更の指定等)

第5条 第3条第1項の指定を受けた者(以下「指定再生利用業者」という。)は、その指定に係る事業(以下「事業」という。)の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第3号)を市長に提出して、その指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の再生利用業変更申請書には、第3条第2項に規定する書類及び図面のうち、事業の範囲の変更に係る書類及び図面を添付しなければならない。

3 第3条第3項から第5項まで及び前条の規定は、第1項に規定する変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止等の届出)

第6条 指定再生利用業者は、事業(前条第1項に規定する変更の指定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用業廃止・変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称及び法人にあつては、その業務を行う役員の名

(3) 事務所及び事業場の所在地(住所を除く。)

(再生利用業の指定の取消し等)

第7条 市長は、指定再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又は同法に基づく処分に違反したとき。
- (2) この規則又はこの規則に基づく処分に違反したとき。
- (3) 第3条第3項に規定する指定の要件に適合しなくなったとき。

(業務実績の報告)

第8条 指定再生利用業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における事業の状況に関し、再生利用業務実績報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年香川県規則第24号。以下「県規則」という。)の規定により香川県知事がした指定の処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により香川県知事に対して行っている指定の申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定により市長がした指定の処分その他の行為又は市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

附 則(平成17年7月28日規則第59号)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、(中略)第35条(中略)の規定による改正前の(中略)、高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則(中略)に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名)

再生利用業指定申請書

第2条第2号
第2条の3第2号
第9条第2号
第10条の3第2号

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定に

よる再生利用業の指定を受けたいので、高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則
第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

取り扱う廃棄物の種類及び 1月当たりの最大取扱量	
取り扱う廃棄物の発生工程	
事務所及び事業場の所在地	
再生利用の目的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び 処理能力
	再生利用の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備 の概要
取引関係	廃棄物を排出する事業者等 の住所及び氏名(法人にあ つては、名称及び代表者の 氏名)
	再生利用により得られる有 用物の利用方法
	有用物の取引先
事業開始予定年月日	年 月 日

備考 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

高松市指令 第 号

住 所

氏 名 様

再 生 利 用 業 指 定 証

第2条第2号
第2条の3第2号
第9条第2号
第10条の3第2号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定による再生利

用業の指定を受けた者であることを証します。

年 月 日

高松市長

指 定 番 号	第 号
取り扱う廃棄物の種類	
再生利用の目的	
指 定 の 期 限	年 月 日
指 定 の 条 件	
再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 高松市長

申請者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名)

再生利用業変更指定申請書

次のとおり再生利用業の事業範囲の変更の指定を受けたいので、高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

指 定 年 月 日		年 月 日	
指 定 番 号		第 号	
変	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
	取り扱う廃棄物の種類		
更	再 生 利 用 の 目 的		
	再生利用の方法		
の	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力		
	再生利用の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
	取 引		
内	廃棄物を排出する事業者等の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	再生利用により得られる有用物の利用方法		
容	有 用 物 の 取 引 先		
	変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	

備考 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 高松市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名)再 生 利 用 業 廃 止 届
変 更

次のとおり再生利用業の事業を廃止したので、高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則第6条の規定により届けます。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号	第 号		
廃 止	<input type="checkbox"/> 事業の全部の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の一部の廃止 廃止した範囲 ()		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
	住 所		
	氏名又は名称(法人にあっては、その業務を行う役員の氏名)		
	事務所及び事業場の所在地(住所を除く。)		
廃止年月日又は変更年月日	年 月 日		
廃止又は変更の理由			

備考 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

様式第5号(第8条関係)

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

報告者 住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名）

再生利用業務実績報告書

年 月 日から 年 月 日までの間の事業の状況に関し、高松市廃棄物の再生利用業の指定に関する規則第8条の規定により報告します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
報 告 期 間	年度分（ 年 月 日～ 年 月 日）
取り扱う廃棄物の種類	
廃棄物を排出する事業者等の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）並びに廃棄物を排出する事業者等ごとの取引量	
再生利用により得られた有用物の利用方法	
有用物の取引先	
再生利用に伴って生じた廃棄物の処理状況	

備考 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。